

(対象) 全学生
※一部学生のみのももあります

【日本学生支援機構奨学会】

- ・緊急採用（貸与型第一種）
- ・応急採用（貸与型第二種）
- ・家計急変採用（給付型）

募集のお知らせ

No.	災害の種類	災害救助法適用日	災害救助法適用地域	緊急採用 (貸与・第一種奨学金)		応急採用 (貸与・第二種奨学金)		家計急変採用 (給付奨学金) ※学部生のみです
				貸与開始月	貸与終了月	貸与開始月	貸与終了月	
1	土砂崩れ	令和4年12月31日	【山形県】 鶴岡市(法適用日:令和4年12月31日)	令和4年12月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
2	大雪	令和4年12月22日	【北海道】 北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡武町(法適用日:令和4年12月23日) 【新潟県】 村上市(法適用日:令和4年12月23日) 佐渡市(法適用日:令和4年12月22日)	令和4年12月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	※原則、採用月から3ヶ月間に継続 可否および保給区分の審査を 実行します ※3ヶ月毎に収入に関する書類 (給与明細等)の提出を求められ ます
3	大雪	令和4年12月19日	【新潟県】 長岡市、柏崎市、小千谷市(法適用日:令和4年12月19日) 魚沼市(法適用日:令和4年12月20日)	令和4年12月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
4	台風	令和4年9月23日	【静岡県】 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、秋之原市、駿東郡清水町、駿東郡長泉町、裾野郡吉田町、裾野郡川根本町、周智郡森町(法適用日:令和4年9月23日)	令和4年9月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
5	台風	令和4年9月17日	【山口県】 下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町、熊毛郡上関町、熊毛郡布施町、熊毛郡平生町、阿武郡阿武町(法適用日:令和4年9月18日) 【高知県】 高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡安田町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、安芸郡芸西村、長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町、土佐郡大川村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡橋原町、高岡郡日高町、高岡郡津野町、高岡郡四万十町、幡豆郡大月町、幡豆郡三原町、幡豆郡黒潮町(法適用日:令和4年9月18日) 【福岡県】 北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三井郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡赤田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町、京都郡河田町、京都郡みやこ町、築上郡吉富町、築上郡上毛町、築上郡築上町(法適用日:令和4年9月18日) 【佐賀県】 佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、藤津郡太良町(法適用日:令和4年9月18日) 【長崎県】 長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、西彼杵郡長与町、西彼杵郡綾町、児湯郡新井町、児湯郡新田町、児湯郡西米良村、児湯郡大町町、児湯郡川南町、児湯郡北松浦郡佐々木町、南松浦郡新上五島町(法適用日:令和4年9月18日) 【熊本県】 熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、玉名郡五木町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡水町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、上益城郡山都町、八代郡水川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町(法適用日:令和4年9月18日) 【大分県】 大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、東国東郡姫島村、速見郡日出町、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町(法適用日:令和4年9月18日) 【宮崎県】 宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西郷市、えびの市、北諸県郡三股町、西諸県郡高原町、東諸県郡高岡町、東諸県郡高瀬町、児湯郡新富町、児湯郡新田町、児湯郡西米良村、児湯郡大町町、児湯郡川南町、児湯郡北松浦郡鹿町、東臼杵郡門川町、東臼杵郡諸塚村、東臼杵郡椎葉村、東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町、西臼杵郡日之影町、西臼杵郡五ヶ瀬町(法適用日:令和4年9月18日) 【鹿児島県】 鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、鹿児島郡三島村、鹿児島郡十島村、薩摩郡さつま町、出水郡長島町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝野郡東串良町、肝野郡錦江町、肝野郡南大隅町、肝野郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、熊毛郡屋久島町、大島郡大和村、大島郡宇検村、大島郡瀬戸内町、大島郡龍郷町、大島郡喜界町、大島郡徳之島町、大島郡天城町、大島郡伊仙町、大島郡和泊町、大島郡知名町、大島郡与那根町(法適用日:令和4年9月17日)	令和4年9月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
6	大雨	令和4年8月3日	【山形県】 米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯盛町(法適用日:令和4年8月3日) 寒河江市、西村山郡大江町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町(第2報、法適用日:令和4年8月3日) 【新潟県】 村上市、胎内市、岩船郡関川村(第2報、法適用日:令和4年8月3日) 【石川県】 金沢市、小松市、白山市、加賀市、能美市、野々市市、能美郡川北町(第3報、法適用日:令和4年8月4日) 【福井県】 南条町越前町(第4報、法適用日:令和4年8月4日) 【香川県】 弘前市、五所川原市、つがが市、平川市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡鰺ヶ沢町、西津軽郡深浦町、中津軽郡西目屋村、南津軽郡藤崎町、南津軽郡大崎町、南津軽郡田舎館村、北津軽郡板柳町、北津軽郡鶴田町、北津軽郡中泊町(第5報、法適用日:令和4年8月9日)	令和4年9月以降で申 込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限の終 了月まで	
7	大雨	令和4年7月15日	【宮城県】 大崎市、宮城郡松島町(法適用日:令和4年7月15日)	令和4年7月以降で 申込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了ま で	
8	地震	令和4年3月16日	【宮城県】 仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、亶理郡山元町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大畑町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町、遠田郡涌谷町、遠田郡美里町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町(法適用日:令和4年3月16日) 【福島県】 福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、伊達郡梁折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町、安達郡大玉村、岩瀬郡鏡石町、岩瀬郡天栄村、南会津郡下郷町、南会津郡檜枝岐村、南会津郡只見町、南会津郡南会津町、耶麻郡北塩原村、耶麻郡西会津町、耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、河沼郡会津坂下町、河沼郡湯川村、河沼郡柳津町、大沼郡三島町、大沼郡金山町、大沼郡昭和村、大沼郡会津美里町、西白河郡西郷村、西白河郡泉崎村、西白河郡中島村、西白河郡矢吹町、東白川郡棚倉町、東白川郡失祭町、東白川郡瑞穂町、東白川郡飯沼村、石川郡石川町、石川郡玉川村、石川郡平田村、石川郡浅川町、石川郡古殿町、田村郡三春町、田村郡小野町、双葉郡広野町、双葉郡楡葉町、双葉郡高岡町、双葉郡川内村、双葉郡大畑町、双葉郡双葉町、双葉郡浪江町、双葉郡葛尾村、相馬郡新地町、相馬郡飯館村(法適用日:令和4年3月16日)	令和4年9月以降で申 込者が希望する月	令和5年3月まで ※継続申請可能	令和4年4月以降で申 込者が希望する月	修業年限終了月 まで	

学生の皆さんへ

【申請上の注意】

上記の災害被害に遭った世帯の学生に対する、緊急採用・応急採用・家計急変採用の案内です。奨学金の貸与・受給を希望する学生は、下記**申出期限内**に申し出てください(可能な限り早急に余裕をもって)。申込みをするには、まず、面談を受ける必要があります(申込要件を満たしているか確認)。面談を受け、申請対象である旨の確認ができた後、申請書類の準備に移ります。

●上記奨学金の申出期限●

貸与型:災害救助法適用日から**12ヶ月以内**
給付型:災害救助法適用日から**3ヶ月以内**

※やむを得ない事由があり、この期間を過ぎてしまった場合はご相談ください

※ 上記の災害以外でも、**家計の急変(家計支援者の失業や病気・事故、火災や風水害又は震災等により被害を受けた場合)**で奨学金を緊急に必要とする場合は、緊急・応急採用奨学金を申請することができますので、奨学金窓口にお問い合わせください。

【奨学金窓口】		
対象学生	担当部署	連絡先
学部生	(都元キャンパス) 共通教育棟1号館1階 学生生活課経済支援係	syogaku@kuas.kagoshima-u.ac.jp
大学院生	所属研究科の学生担当係	所属研究科の学生担当係